

社長のための勉強

令和5年10月13日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

従業員が立て替え払いした場合のインボイスの取扱い

インボイス制度に関して従業員が立替え払いをした場合の質問を多く頂くためここでまとめさせていただきます。

(1) 従業員が出張旅費を立て替え払いし、その後に実費精算した場合

(ア)鉄道、バス、飛行機、タクシー、宿泊費はインボイスが不要です。

(出張旅費特例)

(イ)ガソリン代、駐車場代はインボイスが必要です。

(出張旅費特例の対象外)

※支給方法としては「実費精算」と「一定額の支給」がありますが、上記の取扱いは同じになります。

※ただし出張旅費特例の適用を受けるには帳簿に「出張旅費特例」と記載する必要がある点にご注意ください。

(2) 従業員が備品などを立て替え払いし、その後に実費精算した場合

T番号が記載されているレシート(簡易インボイス)があればOKです。

ただし領収書の場合には別途、立替金清算書が必要になります。